

# 債権差押命令申立書

(扶養義務等に係る確定債権による差押え)

岡 山 地 方 裁 判 所 御 中  
津 山 支 部

収入印紙

平成 年 月 日  
申立債権者氏名 \_\_\_\_\_ ①  
電 話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_

当 事 者  
請 求 債 権 別紙目録記載のとおり  
差 押 債 権

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者に対して、陳述催告の申立て（民事執行法147条1項）をする。

## 添 付 書 類

執行力ある債務名義の正本	通
同 送達証明書	通
資格証明書	通
戸籍謄本	通
住民票	通

受 付 印			
貼付印紙	円	取扱者	
添付郵券	円	認 印	

【当事者目録】

当事者目録		
債 権 者	住所	〒 - (債務名義上の住所)
	氏名等	
	送達場所	住所に同じ 〒 -
債 務 者	住所	〒 - (債務名義上の住所)
	氏名等	
第 三 債 務 者	住所	〒 -
	氏名等	
	送達場所	〒 -



# 差 押 債 権 目 録

金.....円

債務者（.....勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで。

## 記

- 1 給料（基本給と諸手当。ただし通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の2分の1（ただし，上記残額が月額66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の2分の1（ただし，上記残額が66万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 3 1及び2により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして，1及び2と合計して頭書金額に満つるまで。